

第三三回

参第二号

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律（案）

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

- 4 前二項に規定する災害復旧事業を行うのみでは災害にかかった施設の再度災害を防止するのに十分な効果が期待できない場合において災害にかかった当該箇所の再度災害を防止するのに必要な限度において当該施設を改良する事業は、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。
- 5 前三項に規定する災害復旧事業を行うのみでは災害にかかった施設の再度災害を防止するのに十分な効果が期待できない場合において災害にかかった当該箇所の再度災害を防止するのに必要な限度において前三項に規定する災害復旧事業とあわせて当該施設と関連を有する次条に規定する公共土木施設を新設し、又は改良する事業は、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

第六条第一項第一号中「十五万円」を「十万円」に、「十万円」を「五万円」に改める。

第八条の二中「財政の許す範囲内において、」を削り、「負担金の交付につき」の下に「、その交付の割合が当該年度においてはその五割以上、当該年度と翌年度の合計額においてはその八割以上、当該年度とこれに続く二箇年度の合計額においてはその十割となるように措置することその他」を加える。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十五年一月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。
- 3 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改める。

理 由

最近における災害の状況にかんがみ、公共土木施設の再度災害を防止し、かつ、災害復旧事業を促進するため、災害復旧事業の範囲を広げるとともに、負担金の交付について特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費
総額 約二十五億七千万円